

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（令和2年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	産業廃棄物適正処理推進基金〈補助率が1/2及び1/3のもの〉
法人名	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
基金額（国庫補助金等相当額）	1,046,429,945円（1,046,429,945円）（令和3年3月31日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	都道府県等が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法施行前に不適正に処分された産業廃棄物の生活環境保全上の支障の除去等を行うのに必要な資金を補助。

2. 見直し結果（令和2年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するように指導監督を実施	
基金事業を終了する時期	令和4年度で事業を終了する。（平成24年2月14日に産廃特措法の一部を改正する法律案を閣議決定し、有効期限を10年延長することとした。）	
次回の見直し時期	次回見直しは令和5年度までに実施する。	
基金事業の目標	—	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	算出した保有割合は、2.58であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。	
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝令和2年度末の基金残額見込み÷（各県に対する令和3年度以降の支援見込み額＋事務費） （算出に用いた数値） 令和2年度末の基金残額見込み：1,046百万円 各県に対する令和3年度以降の支援見込み額 285百万円 事務費：120百万円 （注）国からの基金造成のための補助金は平成20年度をもって終了したため、基金からの補助金で足りない部分は、国からの直接補助金をもって充てることとしている。 ※1 平成30年度から平成34年度までの各県への支援見込み額＝（環境大臣が同意した実施計画の範囲内で各県が算出した平成30年度から令和4年度までの事業費のうち、有害産業廃棄物の処理に要する費用）×1/2＋（環境大臣が同意した実施計画の範囲内で各県が算出した平成30年度から令和4年度までの事業費のうち、有害産業廃棄物以外の処理に要する費用）×1/3 ※2 平成20年度に国からの基金造成のための補助金を廃止した際、当時の基金残高（11,355百万円）は事業を完了させるためには不十分な額であると見込まれたため、各県への支援において基金で不足する分は国からの直接補助金で補うことと整理された。これを受け、これまでに基金からの支援と国からの直接補助の配分は、補助金の実績報告時期までに事業者が精算完了しない事業や入札により事業費が大幅に変更となる可能性がある事業を中心に基金からの支援をもって充てることとし、その他を国からの直接補助として分担整理してきたところ。	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
	〔有の場合〕該当する理由 —	
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —	
その他		

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（令和2年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	産業廃棄物適正処理推進基金〈補助率が3/4、7/10のもの〉
法人名	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
基金額（国庫補助金等相当額）	1,416,054,097円（1,216,031,452円）（令和3年3月31日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	都道府県等が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法施行後に不適正に処分された産業廃棄物の生活環境保全上の支障の除去等を行うのに必要な資金を補助。

2. 見直し結果（令和2年度）

項目	講ずる措置						
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するように指導監督を実施						
基金事業を終了する時期	法律を受けて実施される事業であって、事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業に該当するため、当該事業については終期を設定しない。						
次回の見直し時期	次回見直しは令和5年度までに実施する。						
基金事業の目標	都道府県等から申請される支援対象事業において、生活環境保全上の支障除去を行う。						
目標達成度の評価	—						
基金の保有割合	算出した保有割合は、0.86であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。						
基金の保有割合の算出	<p>（算出に用いた方式） 保有割合＝令和2年度末の基金残高見込額÷（令和3年度の支援見込額＋令和4年度以降の支援見込額）</p> <p>（算出に用いた数値） 令和2年度末の基金残高見込額：1,416百万円 令和3年度の所要支援見込額：119百万円（A事案109百万円＋B事案10百万円） 令和4年度以降の所要支援見込額：1,526百万円（C事案14百万円＋D事案42百万円＋E事案182百万円＋F事案109百万円＋G事案109百万円＋H事案4百万円＋I事案125百万円＋J事案23百万円＋K事案105百万円＋L事案140百万円＋M事案140百万円＋N事案2百万円＋O事案210百万円＋P事案107百万円＋Q事案84百万円＋R事案16百万円＋突発事案114百万円※）※AからRまでの各事案は、都道府県等から現在、具体的な相談を受けている事案である。</p> <p>※ 突発事案：将来、突発的に発生する予測不可能な不法投棄等事案分として1件計上し、所要額については過去5か年の平均支援額を採用。</p>						
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	<table border="1"> <tr> <td>使用見込みの低い基金等の該当の有無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>〔有の場合〕該当する理由</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）</td> <td>—</td> </tr> </table>	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無	〔有の場合〕該当する理由	—	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	—
使用見込みの低い基金等の該当の有無	無						
〔有の場合〕該当する理由	—						
（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	—						
その他	—						

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。